

## 平成23年度下半期の府債発行計画について

平成23年度下半期の府債発行計画は、別途定める「大阪府債の発行管理に関する基本的な考え方及び事務取扱指針」(以下「指針」という。)に沿って、下記の方針により策定する。

- 指針4 - (1) - ①で示した発行計画策定の考え方を本年度下半期から適用し、下期発行額の10%程度を変動利付債等により、残余については、基幹債である市場公募10年・5年債を1：1を基本として発行する。
- 証券発行形式による純粋な変動利付債については、投資家アンケートの結果を踏まえると、やや安定消化に懸念があることから、中・短期債（年限2～3年の固定利付債）を中心に考え、変動利付債については、銀行等引受債の発行予定額の範囲内で、まずは証書により取り組むことを検討する。

### ◎平成23年度府債発行計画（案）

(単位：億円)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	合 計	
市場公募債	10年債	200	200		200	200	200	1,000	200	200	200	200	200	200	1,200	2,200
	5年債	200	200	200	200		200	1,000	200	200	200	200	200	200	1,200	2,200
	2年債 又は 3年債										100		100		200	200
	合 計	400	400	200	400	200	400	2,000	400	400	500	400	500	400	2,600	4,600
銀行等引受債	5年債				100			100				100			100	200
	証 書 ( 固 定 )		200		200			400	200			200			400	800
	証 書 ( 変 動 )										100				100	100
	合 計		200		300			500	200		100	100	200		600	1,100
共同発行債	10年債		100	100		100	100	400	100	100		100		100	400	800
小 計		400	700	300	700	300	500	2,900	700	500	600	600	700	500	3,600	6,500
フ レ ッ ク ス 枠							300	300	500 うち100又は200億円を変動利付債等で発行 残余は超長期債で発行					500	800	
合 計							3,200							4,100	7,300	

※ 網掛けは、年度当初の発行計画で既定されていた発行予定額。